

## うなぎ養殖業の許可に係る告示案についての意見・情報の募集について

令和8年5月1日  
水産庁

この度、「うなぎ養殖業の許可に係る告示案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

### 記

#### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）において、指定養殖業の許可をする場合には、許可をすべき水産動植物の総量等及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないとされているところ、内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成26年政令第324号）において、うなぎ養殖業が農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として定められていることから、令和9年漁期（令和8年11月1日から令和9年10月31日）の公示に基づく許可をするため、許可をすべき水産動植物の総量等及び許可を申請すべき期間を定め、公示するものです。

#### 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載  
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 水産庁増殖推進部栽培養殖課において配布

#### 3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁増殖推進部栽培養殖課内水面企画班

#### 4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

#### 5 意見・情報受付期間

令和8年5月1日～30日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

#### 6 公示資料

令和9年漁期におけるうなぎ養殖業の許可に係る告示案の概要